

あい 愛
あい 逢

第
43
号

特定非営利活動法人 愛逢

尼崎市小中島 1-20-21

電話 06-6493-1424

FAX 06-6493-1443

発行責任者 長谷川 達雄

発行日 2012年5月28日

「第6回生と死を考える市民講座」～今から考える自分の老い・親の老い～

講師 山崎章郎先生 ケアタウン小平クリニック院長



講演をする山崎先生

4月22日(日)
NPO法人愛逢主催
の講座へ知人を動員
し参加受講、ほぼ会場
一杯の参加者。忘れも
しない、思えば7、8
年前?ある方に「ホス
ピス」に関しての勉強
会をしないか?と声
をかけられた事があ
った。当時の私は高齢
にもかかわらず、我々
の一度は通らざるを得
ない道、通るべき道と
頭では充分すぎる位理
解出来ていた積りが
つい何故か抵抗があ
り一呼吸置いてしま
った。

避けて通れない道である人生の終着駅を今は充分受け入れられ、癌現役の知人等とホスピス病院の見学、勉強会の同時参加も馴染深いグループになっている現在です。

山崎先生のホスピスケアからコミュニケイションケアへの新しいケアの在り方の講義。基本を目標はと云うお話等々をお勉強し、家族の介護疲れの助けになる最大の指導者であると云うことに私なりに感激感謝の一時でありました。この様な時間を企画、立案され

たスタッフの皆様にお礼とそして次回を期待させていただきます。ありがとうございました。合掌

＜中谷 孝子＞

4月22日に第6回目の市民講座に参加させて頂き、多くの人とふれあい、つながりが出来た事に喜びを感じ、山崎先生の話聞き感動しました。病気を嫌がらず受け入れ普通の生活をしていく事が大切だという話に会場の皆さんが首を縦に頷いている光景はよかったです。外は雨が降っていても中は晴れ渡りいい出会いもありました。次の講座も楽しみに待っています。ありがとうございました。

＜上田 園美＞



自ら質疑応答をされる山崎先生

NPO法人愛逢 第9回通常総会のご案内

日時 6月16日(土) 午後6時

会場 小中島福祉会館(2F)

2012年度会員登録更新とご入会のお願い

「第6回生と死を考える市民講座」～山崎先生を囲んでの懇親会～

講演会での質問時間が少なく、もっとお話を聴きたいと思いました。気さくに先生の方から、どんどんお話をして下さい、ここでも時間が短く感じました。末期の患者さんの声、思いに耳を傾け病気の治療と、それに伴う体調の変化などを、正直に（具体的に）家族へ伝えると、在宅でも不安が少なく、落ちついて介護ができると『ケアタウン小平』での実践からお話がありました。

コミュニティの大切さ、そして人が人を思いやる気持は、創りつつできるものではなく、湧いて出来るものだと思えました。

先生の温かい人間性を感じられるステキなひととき、希望の光が見えました。参加できて良かったです。 **<喜多 美千代>**

市民講座の後、約20人のスタッフらが山崎先生を囲んで懇親会を行いました。先生は終始ビールを飲みながら、日頃の思いを饒舌



虹のふれあいセンターにて

に語って下さいました。がん緩和ケアの本来のあるべき姿を医療界全体に普及させるには、患者側からの発信が必要だとのお言葉は、日本の医療の現状を反映したものであり、愛逢のミッションにも通じると感じられるように思いました。

<小西 加保留>

二人のバースデー！！ハルエさん96歳・五郎さん79歳



桜の満開の中お二人のお誕生日会に、ご家族の皆様、来賓の方々、理事長、スタッフの沢山の方が参加してくださいました。朝からスタッフ一同お料理作り！！さすが主婦、あつと言う間に出来上り、ハルエさんも着物姿がお似合い♡二人でケーキカット♡本当におめでとうございます。



園和公園にて 大正琴演奏



みんなで記念撮影

ご家族や皆々様の暖かいまなざし桜の花と共にやさしく見守る顔・顔・顔スタッフの楽しい余興など……。ご家族との人生模様が垣間見られて、私もこれからの生き方を学ばせて頂きました。

愛逢の家の存在が一つの光となるよう願うばかりです。

<平澤真紀子>



道路を渡るときは横断歩道や横断歩道橋を利用しましょう。

「いつも通っている道だから・・・」

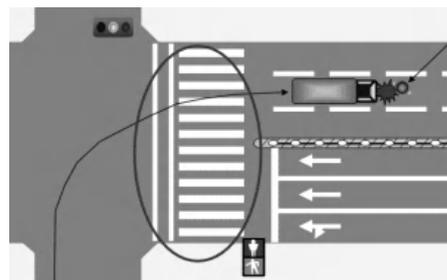
「自宅の近所の道だから・・・」

その油断が事故につながります。

いつもの道路をいつものように渡ろうと思った時!!!

確認してみてください。今日も本当に安全ですか？

いつも通っている道だから大丈夫… と思っていないですか？



第3回 老後のトラブル

『こんな遺言で大丈夫？』

～習いたてのパソコンできれいにできた～

遺言は、遺言者からの配偶者や家族への最後のメッセージとなります。

それでは、遺言はどのように書き残しておけばいいのでしょうか？やはり、思いついた時に、思うままに誰かに伝えればいいというものではありません。

遺言の方式は、法律で決められていて、この方式に従わなければ、残念ながら効力がありません。

遺言書には、自筆証書、公正証書、秘密証書があります。まず遺言者がその全文、日付、氏名を手書きし、印鑑をおす自筆遺言証書のことをお話します。

この方式で特に気をつけることは、とにかく始めから最後まで、自分の手で書かなければならないことです。

遺言の中身を全てパソコンで作成し、終わりに署名だけをすればいいように思われます。これが認められれば、脅されて署名をし

た場合にも見分けがつかなくなってしまいます。

字が下手で、あの世へ行ってからまで恥をさらしたくないなんて思わずに、思いっきり気持ちを込めて自分の字で書いてください。

それから日付を書く時に、私達はよく「吉日」とすることがありますが、これも日付の書かれていない遺言書として、無効になりますので、十分気を付けて下さい。

これらのことを頭に入れておけば、後は何を書いても構いません。但し、いくら好き勝手に書けばいいといっても、法的効力を落としては何なりません。つまり、「家は妻に、かんじんかなめ預貯金は長女に」といった、肝心要なところは、決して落とさないことが大事なのです。

<長谷川 達雄>



相談は無料です。毎週火曜日 13:00～ 要予約

ミッション(社会的使命)

私たちは多様な生き方が尊重され、
誰もが安心して暮らせる地域を作る為に、
仲間と支えあい(愛)、つながり(逢)っていきます。

寄付金をいただきました

— 敬称略 — (期間：平成23年9月1日～平成24年4月31日)
大川朗子 鹿山初子 小西加保留 是澤宏美 長谷川達雄 細野道子
横山良幸 米田昌子

当会の趣旨にご賛同頂き、8名のご協力頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

第8回知ってますか？

要介護と要支援の違いってなあに！？

介護サービスを受ける上で、その状況に合わせて5段階に分類したものが要介護認定です。要介護の場合は、自分だけで身の回りの世話をするのが困難な状況の人に対して5段階で認定されます。

それに対して介護は必要ではないものの、日常生活に不便をきたしている人が分類されるのが要支援です。

要支援認定は、1と2の二段階に分けられます。要支援1は、身の周りの世話に手助けが必要な人、2は1よりさらに手助けが多く必要だと認定された人が該当します。どちらも原則として、食事や排泄など日常生活のケアは自分でできることが前提となっています。

要介護と要支援では、実際に受けることができる介護サービスの内容や費用も異なってきます。特別養護老人ホームなど、介護保険施設は原則として要介護認定を受けた人のみが利用することができます。要支援だけでは、介護保険のサービスを受けることができないのです。要支援の人は、介護予防のサービスを受けることになります。 <磯本 味沙>

ホ ッ ト 待 夢



初めまして、今回より編集委員の末席に名を連ねさせていただきます『海』と申します。「愛逢の家」のボランティアグループ「With あい」に所属しています。2月に実母、3月に姑が、急逝し、人生観が大きく変わりました。できる時にできることで社会に関わりたいと思っています。まずはご挨拶をさせていただきました。よろしく願いいたします。

へ〜〜ックション!! (*`<´) ∴ ∴ 季節の変わり目に、一日の温度差と気圧差でクシャミと鼻水が出る「温度差アレルギー」です。寒さがぶり返した5月は、ひどかったです。ある人にはなんでもないことが、ある人にとってはこたえるのですね。他人の身になって考えましょう〜といいますが、なかなか難しいものであります。へ〜〜ックション!

< 海 >

♪ ♪ 皆様からのご意見、ご感想をお聞かせ下さい ♪ ♪